

令和5年6月国税庁 電子帳簿保存法一問一答

[電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係]

[スキャナ保存関係]

[電子取引関係]

電子帳簿保存法 [電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係] Q & A

【問1】 当社は各種の業務システム（販売等の個別取引データを保存）と会計システム（業務システムの集計データを保存）を連携させています。「仕訳帳」及び「総勘定元帳」を電磁的記録等により保存等することとした場合、会計システムのデータのみ保存しておけばよいでしょうか。

【回答】 そのようなシステムを採用している場合において「仕訳帳」及び「総勘定元帳」を電磁的記録等により保存等するときには、原則として、集計データが保存されている会計システムのデータとともに、個別取引データが保存されている業務システムのデータを合わせて保存する必要があります。

電子帳簿保存法 [電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係] Q & A

【問2】 国税関係帳簿の電子計算機処理に当たり、記帳代行業者等に委託している場合でも認められますか。また、記帳代行業者等への委託に際して、課税期間中に記帳せず、当該期間終了後にまとめて記帳することを委託し、そこで作成された電磁的記録を保存することや、保存場所を記帳代行業者の所在地にすることは認められますか。

【回答】 会計事務所や記帳代行業者に委託することは認められますが、国税関係帳簿の作成に当たっては、書面であるか電磁的記録であるかにかかわらず、課税期間中に記帳せず当該期間終了後にまとめて記帳することを委託する方法は、認められません。また、保存場所についても各税法で定められているため、記帳代行業者の所在地にすることは認められません。

電子帳簿保存法 [電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係] Q & A

【問3】 「ダウンロードの求め（電磁的記録の提示・提出の要求）」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出する際のデータの形式や並び順については決まっていますか。

【回答】 税務調査の際に税務職員が確認可能な状態で提出されるのであれば、当該電磁的記録の形式や並び順は問いませんが、通常出力可能なファイル形式等（CSV形式等）で提供される必要があります。

【問4】 法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ届出書を提出することとなっていますが、具体的にはいつまでの期限を指すのでしょうか。

【回答】 法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、法第8条第4項((過少申告加算税の軽減措置))の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要となります。

電子帳簿保存法 [電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係] Q & A

【問5】 自社で使用する帳簿ソフト等について、電子帳簿保存法の優良な電子帳簿の要件を満たしているか分からないのですが、どのようにしたらよいですか。

【回答】 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「J I I M A」）において、市販のソフトウェア及びソフトウェアサービス（以下「ソフトウェア等」を対象に、電子帳簿保存法における優良な電子帳簿の要件（改正前の電子帳簿保存法の保存時に満たすべき要件に相当する要件）適合性の確認（認証）を行っており、J I I M A が確認（認証）したソフトウェア等については、J I I M A のホームページ等でも確認することができます。

電子帳簿保存法 [スキャナ保存関係] Q & A

【問1】 どのような書類がスキャナ保存の対象となりますか。

【回答】 国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類（国税関係書類）のうち、※¹規則第2条第4項に規定する書類を除く全ての書類が対象となります。なお、スキャナ保存により電磁的記録の保存をもって国税関係書類の保存に代える日前に作成又は受領した重要書類については、所轄税務署長等に適用届出書を提出したときは、一定の要件の下、スキャナ保存をすることができます。

※¹ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則

電子帳簿保存法 [スキャナ保存関係] Q & A

【問2】 スキャナ保存を適用している場合、国税関係書類の書面（紙）は、スキャナで読み取った後即時に廃棄しても問題ないでしょうか。

【回答】 スキャナで読み取り、最低限の同等確認（電磁的記録の記録事項と書面の記載事項とを比較し、同等であることを確認（折れ曲がり等がないかも含む）することをいいます。）を行った後であれば、即時に廃棄して差し支えありません。

【問3】 スキャナ保存を行おうと考えていますが、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。

【回答】 税関係書類のスキャナ保存に当たっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります。

電子帳簿保存法 [スキャナ保存関係] Q & A

【問4】 総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプとはどのようなものでしょうか。

【回答】 時刻認証業務（電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務）について、総務大臣による認定制度が設けられています。

使用するタイムスタンプは、規則第2条第6項第2号ロに規定する以下の要件を満たすものに限ります。

- ① 当該記録事項が変更されていないことについて、当該国税関係書類の保存期間を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。
- ② 課税期間中の任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

【問5】 スキャナ保存の要件を満たさず保存されている電磁的記録は、どのように取り扱われるのですか。

【回答】 スキャナ保存の要件を満たさず保存されている電磁的記録については、各税法上の保存書類としては取り扱われません。

電子帳簿保存法 [スキャナ保存関係] Q & A

【問6】 タイムスタンプの付与要件に加えて入力期間内に訂正履歴の残るシステムに格納することとする場合には、例えば、他社が提供するクラウドサービスにより保存を行い、当該クラウドサーバにおいて客観的な時刻証明機能を備えている必要があるとのことですが、自社システムで満たすことは可能でしょうか。

【回答】 時刻証明機能を他社へ提供しているベンダー企業以外は自社システムによりタイムスタンプ付与の代替要件をみたすことはできないと考えられます。

時刻証明機能を備えたクラウドサービス等を他社へ提供しているベンダー企業以外で自社システムを使用して保存時に満たすべき要件を充足しようとする場合には、代替要件によらずタイムスタンプを付与することが必要となります。

電子帳簿保存法 [電子取引関係] Q & A

【問1】 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- (2) インターネットのHPからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）
又はHP上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用 等

【回答】 所定の方法により取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）に係るデータを保存しなければなりません。

令和3年度の税制改正後は、当該出力した書面等の保存措置が廃止され、当該出力した書面等は、保存書類（国税関係書類以外の書類）として取り扱わないこととされました。

電子帳簿保存法 [電子取引関係] Q & A

【問2】 インターネットバンキングを利用した振込等は、電子取引に該当するのでしょうか。また、該当する場合には、どのようなデータを保存すべきでしょうか。

【回答】 インターネットバンキングを利用した振込等も、電子取引に該当します。電子帳簿保存法上、保存しなければならないその電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、金融機関の窓口で振込等を行ったとした場合に受領する書面の記載事項（振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等）が記載されたデータです。

【問3】 電子取引で受け取った取引情報について、同じ内容のものを書面でも受領した場合、書面を正本として取り扱うことを取り決めているときでも、電子データも保存する必要がありますか。

【回答】 電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りる。ただし、書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が電子データに含まれているなどその内容が同一でない場合には、書面及び電子データの両方を保存する必要があります。

電子帳簿保存法 [電子取引関係] Q & A

【問4】 取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

【回答】 例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

① 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。

例) 2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書
⇒ 「20221031_(株)国税商事_110000」

② 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

③ 社内規程を作成し備え付ける。

電子帳簿保存法 [電子取引関係] Q & A

【問5】 自社のメールシステムでは受領した取引情報に係る電子データについて検索機能を備えることができません。その場合、メールの内容をPDF等にエクスポート・変換し、検索機能等を備えた上で保存する方法も認められますか。

【回答】 認められます。

当該メールに含まれる取引情報が失われないのであれば、メールの内容をPDF等にエクスポート・変換するなど合理的な方法により編集したもので保存することとしても差し支えありません。

【問5】 検索要件の記録項目である「取引金額」については、税抜・税込どちらとすべきでしょうか。

【回答】 帳簿の処理方法（税抜経理/税込経理）に合わせるべきと考えられますが、授受した電子取引データに記載されている取引金額を検索要件の記録項目とすることとしても差し支えありません。